

世田谷区世田谷保健所長 あて

営業許可申請書・営業届 **新規** 継続

食品衛生法(以下「法」という。)第55条第1項又は第57条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄）

申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:	
	電子メールアドレス:	法人番号:		
	申請者・届出者住所	法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日		
申請者・届出者氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:	
	電子メールアドレス:			
	施設の所在地	世田谷区		
	(ふりがな)			
	施設の名称、屋号又は商号			
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	
	食品衛生責任者の氏名	合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称: 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
	自動販売機の型番	業態		
	HACCPの取組	引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 HACCPに基づく衛生管理 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設			
	輸出食品取扱施設	この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		
営業届出	営業の形態		備考	
	1			
	2			
	3			
担当者	(ふりがな)	電話番号	届出收受印	
	担当者氏名			

食品衛生申請等システム登録の承諾 [有 ・ 無]

申請者・届出者情報	食品衛生法(以下「法」という。)第55条第2項関係			該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 法又は法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。			
	(2) 法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。			
(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。				
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) 加糖粉乳 調製粉乳 食肉製品	魚肉ハム 魚肉ソーセージ 放射線照射食品	食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) マーガリン 添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) ショートニング
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名	「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称: 年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 自動車において調理をする営業の場合		
水道水(水道水 専用水道 簡易専用水道) 以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		生食用食肉の加工又は調理を行う施設	
	ふぐの処理を行う施設			
(ふりがな)				
ふぐ処理者氏名		ふぐ処理する営業の場合	認定番号等	
添付書類	施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可) (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果			
営業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	手数料	備考
	1			
	2			
	3			
	4			
手数料合計				
備考				
所属組合	自販機 台数 台	食数情報 合計 食/日	料金収納済印	
定休日	自動車	朝: _____		
営業時間 : ~ :	タンク容量 _____ 車台番号: _____	昼: _____ 晩: _____ その他: _____		